

必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。

(貸与 編入学)

貸与

〔貸与奨学金〕確認書兼個人情報取扱いに関する同意書

提出用(表面)

〔大学〕

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、大学へ編入学したことにより、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の奨学金の継続貸与を願ひ出るにあたり、奨学金案内の記載内容及び以下に記載の貸与申込の条件、個人情報取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程並びに裏面記載事項について、確認し、同意のうえ、返還することを確約し、本確認書兼個人情報取扱いに関する同意書を提出します。また、機構に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が利用することに同意します。機関保証を受ける場合には、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

*必ず本人が記入してください。

奨学金申込時の申込ID (注)		提出年月日(西暦)										
		年 月 日										
本 人	学 校 名		学部・課程・分野		学科・専攻・研究科		学籍(学生証)番号					
							ここに記入					
氏 名	フリガナ	現住所		電話番号(自宅)		電話番号(携帯)						
	漢字											
生年月日		西暦		年 月 日		性別(任意)		男 ・ 女				

※飛び級等で、申込者本人（あなた）が未成年（18歳未満）の場合は、親権者欄のある書式に記入が必要です。書式については学校へお問い合わせください。

(注) 編入学前の学校で貸与を受けていた貸与奨学金の申込時における申込IDを記入してください。

申込IDはZD又はYDで始まる10桁の英数字です。不明な場合は空欄で構いません。

【個人情報取扱いに関する同意条項】 機構における、個人情報情報機関への登録及び利用は、貸与奨学金の返済を延滞した場合のみ行います。

(個人情報情報の利用・登録等)

1. 私は、貸与奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個 人 情 報	登 録 期 間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不著の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人情報情報機関：全国銀行個人情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcid/>

②同機関と提携する個人情報情報機関

・㈱日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp/> ・㈱シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

確認書兼同意書は、本人控としてコピーを取り返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

学校番号

--	--	--	--	--	--	--	--

25.04

黒又は青の摩擦等で消えないボールペンを使って記入してください。

提出用(裏面)

選べる方式(「定額返済方式」というか)が、預金主が故人・日本人・学生・機関(以下「所定機関」という)が収入に充当して支出した別個金と返済する方式です。所定機関は、返済額を毎月所定の口座に振り込みます。返済額は、毎月返済額表に基づいた額となります。第二・第三方式を提出した場合は、定額返済方式を選択したことになります。第二・第三方式は、定額返済方式の一種となります。

所定機関が返済額を提出し、信託の個人金庫に定額の返済額を前払金として提出される場合があります。また、機関預託を受け入れる場合は、所得定額返済方式を利用することができます。希望する際は機関に申し出る必要があります。なお、貸与終了後は定額返済方式から所得定額返済方式への変更が可能です。

[illegible]

- ② 選考方式として、推薦選考方式を選択した場合は、機関保証を選定することが必ず必要である。この選考方式の変更を届出したに於ける保証が人的保証の場合は、その材料費を支払ったうえで、機関保証に変更する必要がある。
- ③ 機関保証を選定した場合、機関保証の交付を受ける機関保証人（個人）と確実な責任を負う者の氏名、住所等を本会以外の連絡先として届け付けなければならない。
- ④ 選考方式として、推薦選考方式及び併用方式を選択し、機関中に推薦機関人又は保証人が存在しない場合は、機関保証制度の変更を申し出る必要がある。（上記②との関係で）

(5) 機関保証を選択した要学生は在学3学期を終了し、機関が定める期間までに機関保証料を支払ったことを表示した返還誓約書及び保証依頼書（兼保証委託契約書）、保証料を支払ったことを提出しなければなりません。

② 人の保証を選択した要学生は在学3学期を終了し、機関が定める期間までに機関

- 保証人及び保証と連帯の十倍以上返還義務を提出しない場合には、採用の時に添って要するとして資格を失います。この学生としての資格を失った際には、とりもたず、個人生活費を提出しない限り、奨学金返還義務に「任意返還者」として、添付されなければならない場合があります。なお、「市民票」の発行に個人番号が記載されていない場合があります。
- (7) 保証人は、本人が未成年者の場合は親権者又は未成年後見人、本人が成年者の場合は原則として父母、未成年者または兄弟姉妹又はこれに代る者、保証人は、独立の生計を営む者であつて、原則として、奨学生の総額以内の「父母」

(8) されしを標榜の突

- (9) 第一種奨学金の長期修業課程に在学者の貸与終結率は、通常の課程における標準在学年限の終結率とします。

者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

イ 本邦に在留する者であつて、前項に規定した者の出入国管理に関する特別法（平成3年法律第71号）第3条の規定による法定特別在留資格として本邦に在留する者

イ 本邦に在留する者であつて、昭和26年政令第319号別表第2の在留者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者又は家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であつて、次に掲げる条件の全てに該当する者

(ア) 2歳を超え、25歳に達する日までに日本国に入国した者

(イ) 日本国の小学校等、中学校等、高等学校等を卒業した者

(ロ) 大学等の卒業後、就労して引き続き本邦に在留する意思がある者と機構の長が認めた者

ウ 本邦に在留する者であつて、前項その他の条件を総合的に勘案して前号に掲げる者に準する機構の長が認めたもの

[illegible]

- (13) 平成30年度以降に入学者が第一種奨学金の貸与を受ける場合は、申込時の収入所得額により、機構が定める基準を満たす場合に自宅又は自宅外月額の最高月額の貸与を受けることができます。
- 第一種奨学金においては、貸与月額は、機構の定める手続により変更することとなります。ただし、採用時、自宅外月額の貸与月額を受けていた者が、自宅外月額に変わった場合は選考により、第一種奨学金貸与月額が変更（減）の届出が求められます。この届出を怠ると奨学金が停止されることがあります（大学側は厳しく、

[illegible]

② 「利率固定方式」は、貸付終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充て

- [illegible]

(17) 機構が入学して、期間中は、交付金決定後は原則として、第一、採用決定方法は、史の、変えた、算定方法、方法、利率、定、買、の、利、受、金、お、金、間、金、期、定、増、特、定、時、

(18) 奨学生は在学中学校長あてに毎年度「奨学金継続願」を提出し、継続賛与の適格認定を受けなければなりません。

- (19) 退学生は次の場合、速やかに在学学校長を経て機関に届出をしなければならない
 マ イウ 入学、復学、転学、編入、退学、留学（休学）又は退学したとき。
 エ 在学保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき。
 ヲ 本人、在学保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
 (20) 退学生又は退学した退学生が、退学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経
 ヲ 機関に届け出なければならないとき。
 (21) 退学届けの交付が次の事由に該当するものとして行った連絡認定に基づき、
 マ イウ 退学したとき又は退学が中止したとき。
 エ 退学したとき又は退学が中止したとき。
 ヲ 退学したとき又は退学が中止したとき。
 (22) 退学したとき又は退学が中止したとき。
 マ イウ 退学したとき又は退学が中止したとき。
 エ 退学したとき又は退学が中止したとき。
 ヲ 退学したとき又は退学が中止したとき。
 (23) 退学したとき又は退学が中止したとき。
 マ イウ 退学したとき又は退学が中止したとき。
 エ 退学したとき又は退学が中止したとき。
 ヲ 退学したとき又は退学が中止したとき。

【返還の方法】
(1) 授業

- [illegible]

者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

- (9) 口座振替（一口座引）による返済が適当でない場合と機構が判断した場合は、機構は債権者から請求された返済額を減じた返済過剰金が100円未満の場合は、学生支援寄附金として返金し、それ以上の場合は、返金する。
- (10) 本人が返済保証人及び保証人から返済過剰目を超過して返済がない場合は、または所定の手続きを経たうえで返済がない場合は、機構からの債権回収活動が完了することになり、またその際に返済過剰金より優先して携帯電話料金に充てられることに同意する。
- (11) 本人が返済保証人とともに返済滞りや返済困難の恐れがある場合には、機構は本人と返済保証人を共同で呼び出し、返済滞りの原因を明らかにするとともに、返済滞りを解消するための指導を行う。また必要に応じて、返済滞りが発生している旨を関係機関へ通知する。
- (12) 本人が返済保証人とともに返済滞りや返済困難の恐れがある場合には、機構の本部署所在地を管轄する裁判所に基づく学費の合意書裁判申請とします。

(14) 本人、連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先について、住所・氏名・電話

- [illegible]

に求められます。この場合、個人番号を提出すること及び地方税情報を利用することについては、個人番号を提出すること及び地方税情報を利用することに関する規定が適用されます。

3. 採用されなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項
採用されなかった場合、採用取消になった場合、貸与を受ける前に辞退した場合、この確認書兼同意書は無効となります。なお、その場合確認書兼同意書等は返却いたします。

その他上記以外の取扱いについては、関係法令及び機構の「貸与奨学規程」その他の諸規程の定めによります。